

択一式トレーニング問題集の使い方

1 本書の位置づけ

択一式トレーニング問題集は、科目別講義テキスト^{※1}に準拠した問題集です。おおむね過去15年間の本試験問題とオリジナル予想問題を、一問一答の形式により、テキスト項目の順に網羅的に出題しております。択一式試験対策の主要教材としてご活用下さい。

2 仕様

〔1〕出題問題

科目別講義テキスト^{※1}の内容に対応するおおむね過去15年間の本試験問題とオリジナルの予想問題です。

〔2〕出題形式

問題を左ページ、解答・解説を右ページとする見開きの構成により、一問一答形式で収載しております。

※1 科目別講義テキストは、資格の大原社会保険労務士講座受講生専用教材です。科目別講義テキストのみの一般販売はしていません。

〔3〕表示の意味

左 問題ページ

① 問題番号

② 出題元：令0501B…令和5年試験問題の問1Bの問題であることを示します。
OR…オリジナル問題であることを示します。

③ {新}：直近の本試験問題

④ チェック欄：チェック欄は、問題の習熟度合を図る目安として活用下さい。

☆：科目別講義テキスト^{※2}の「☆」に関連する優先順位の低い問題であることを示します。

⑤ 改正：今次の改正が関連する問題であることを示します。

左ページ

<p>第3節 労働基準</p> <p>① ② ③ ④ ⑤</p> <p>問題 025 令0501B <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ☆ 改正</p> <p>労働基準法第1条にいう「労働条件」とは、賃金、労働時間、解雇、災害補償等の基本的な労働条件を指し、安全衛生、寄宿舎に関する条件は含まない。</p> <p>問題 026 令0301A <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ☆</p> <p>労働基準法第1条第2項にいう「この基準を理由として」とは、労働基準法に規定があることが決定的な理由となって、労働条件を低下させている場合をいうことから、社会経済情勢の変動等他に決定的な理由があれば、同条に抵触するものではない。</p> <p>問題 027 平2505C <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>労働基準法第2条第1項が、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきである。」との理念を明らかにした理由は、概念的には対等者である労働者と使用者との間にある現実の力関係の不平等を解決することが、労働基準法の重要な視点であることにある。</p> <p>問題 028 平2101A <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実にその義務を履行しなければならないが、使用者よりも経済的に弱い立場にある労働者についてはこのような義務を定めた規定はない。</p> <p>11 第1章 総則</p>	<p>第3節 労働基準</p> <p>⑥</p> <p>解答 025 × S63.3.14基発150 / P.13 社労士24P5▼</p> <p>労働条件とは、賃金、労働時間のほか、解雇、災害補償、安全衛生、寄宿舎等に関する条件すべてを含む労働者の一切の待遇をいう。</p> <p>解答 026 ○ S22.9.13発第17 / P.13 社労士24P5▼</p> <p>記述の通り正しい。</p> <p>⑦ 解説 【労働基準法第1条第2項】 労働基準法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者はこの基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。</p> <p>解答 027 ○ 法2条 / P.14 社労士24P6▼</p> <p>記述の通り正しい。</p> <p>解答 028 × 法2条 / P.14 社労士24P6▼</p> <p>本敗の義務は、労働者にも課せられる。</p> <p>解説 【労働基準法第2条第2項】 「労働者及び使用者」は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。</p> <p>総則 第1章 12</p>
--	---

右ページ

右 解答・解説ページ

⑥ 科目別講義テキスト^{※2}と社労士24レクチャーテキスト^{※2}の参照ページを示します。

⑦ +Q：問題に関する補足説明や周辺知識の内容を記載しています。

※2 科目別講義テキスト・社労士24レクチャーテキストは、資格の大原社会保険労務士講座受講生専用教材です。科目別講義テキスト・社労士24レクチャーテキストのみの一般販売はしておりません。

3 択一式トレーニング問題集の使い方

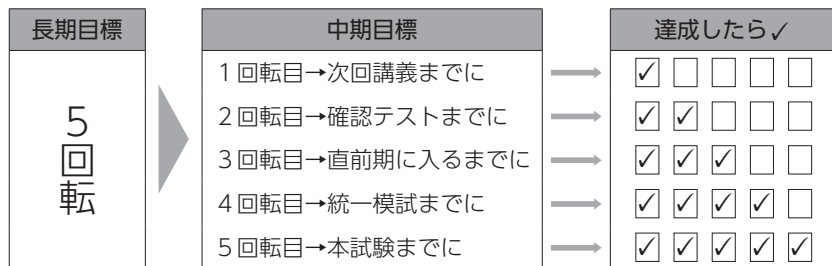
〔1〕問題を解く目的

問題を解く目的は、正誤を憶えることではなく、正誤判断をするための「キーワード」と「その理由」を憶えることです。したがって、問題を解くに当たっては、「キーワード」と「なぜ正しいのか」「なぜ誤っているのか、どうであれば正しいのか」を見つけ、憶え込むことを強く意識するようにしましょう。

〔2〕回転と目標

問題のキーワードを記憶として定着させるためには、繰り返し問題を解く（回転させる）ことが必要です。そのため学習初期から、本試験までに何回転するか（長期目標）、各回転をいつまでにするか（中期目標）を定めておき、これらに基づいて、その週・その日に何問解くか（短期目標）を決めましょう。なお、中期目標の達成の都度、チェック欄をチェックしていくと、回転の進捗状況が一目でわかって便利です。

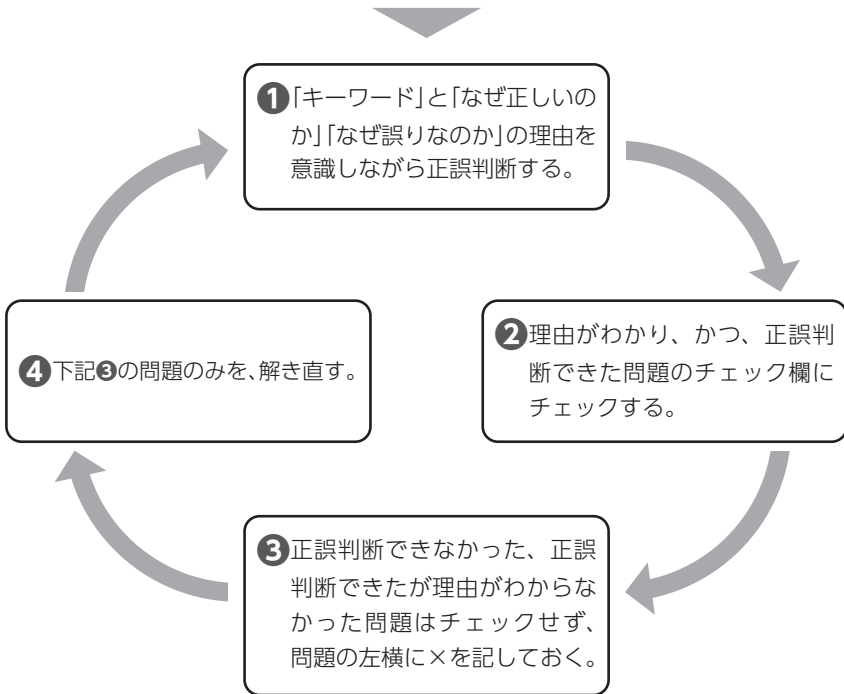
《例》長期目標を5回転とした場合



〔3〕問題の具体的な取り組み方

問題の取り組み方は様々です。以下ではその一例をご紹介しますので、参考にしてください。

制限時間（「問題数×30秒以内」など）を設け、制限時間内で解答する。



上記①～④の手順を繰り返し、すべて又は大部分の問題にチェックがついたら、1回転目は終了。

〔4〕問題集巻末の「進捗表」について

巻末に「進捗表」がございます。こちらをご利用になり、ご自身の弱点部分を明確にし、早期克服に心掛けましょう。

〔5〕問題集巻末の「青シート」について

巻末に「青シート」がございます。解答解説ページを隠すシートとしてご利用下さい。

4 よくある質問

〔1〕解くべき問題の優先順位について

問題集には数多くの演習問題が収録されているので、特に初めて学習をされる方は、優先順位を決めたうえで問題を解いていくことをお勧めします。一例として、「☆」の問題は一旦とばしておきましょう。

〔2〕同じ問題を何度も間違えて、次に進めない…

問題を間違えるということは、その問題のキーワードを憶える第一歩です。しかし、間違えが続いてしまう問題は、一旦とばして次の問題に取り組みましょう。学習が進み、科目の全体像や他の科目との関係が把握できてから理解できる内容の問題もあるからです。

〔3〕テキストとトレーニング問題集はどっちが大事？

テキストのみでは、問題のキーワードを知ることができません。また、トレーニング問題集のみでも、全体像を把握しにくいことがあります。いずれか一方に偏るのは得策とはいえません。最も有効なのは、テキストとトレーニング問題集相互で補い合うという学習方法で、①テキストの概要を把握する→②トレーニング問題集を解き、キーワードを記憶する→③テキスト中のキーワードを部分読みする→④上記②③を繰り返すというものです。また、トレーニング問題集で記憶したキーワードや引っ掛け方をテキストの該当箇所に書き込んでおくという方法もお勧めです。

第1節 総 則

問題 001 O R

健康保険法では業務災害については原則として保険給付は行われず、労働者の業務災害以外の疾病、負傷、死亡及び出産に限定して保険給付が行われる。

問題 002 平2805D

被保険者が副業として行う請負業務中に負傷した場合等、労働者災害補償保険の給付を受けることのできない業務上の傷病等については、原則として健康保険の給付が行われる。

問題 003 平2101C

健康保険制度は、高齢化の進展、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化等に対応し、その他の医療保険制度及び後期高齢者医療制度並びにこれらに密接に関連する制度と併せて5年ごとに検討が加えられることになっている。

第1節 総則

解答 001 × 法1条／P3 社労士24P2▼

健康保険法は、労働者又はその「被扶養者」の業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行う。

解答 002 ○ 法1条／P3 社労士24P2▼

通勤災害や労働者以外の者（請負等）の業務上の災害も健康保険の保険事故の範囲となる。

解答 003 × 法2条／P3 社労士24P2▼

健康保険制度については、これが医療保険制度の基本をなすものであることにかんがみ、高齢化の進展、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化等に対応し、その他の医療保険制度及び後期高齢者医療制度並びにこれらに密接に関連する制度と併せてその在り方に関して「常に」検討が加えられ、その結果に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上を総合的に図りつつ、実施されなければならないものとされており、5年ごとに検討が加えられることにはなっていない。

第2節 保険者

問題 004 平2201 A ☆

全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収（任意継続被保険者に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務は、厚生労働大臣が行う。

問題 005 平2901 C ☆

任意継続被保険者の保険料の徴収に係る業務は、保険者が全国健康保険協会の場合は厚生労働大臣が行い、保険者が健康保険組合の場合は健康保険組合が行う。

第2節 保険者

解答 004 ○ 法5条／P5 社労士24P3▼

記述の通り正しい。



【協会管掌健康保険】

- ・ 保険給付→協会が行う（市町村長が行う×）
（適用徴収業務）
- ・ 資格の取得及び喪失の確認
→厚生労働大臣が行う
- ・ 標準報酬月額及び標準賞与額の決定
→厚生労働大臣が行う
- ・ 保険料の徴収（任意継続被保険者に係るものを除く。）
→厚生労働大臣が行う

解答 005 × 法5条／P5 社労士24P3・95▼

協会管掌健康保険の任意継続被保険者に係る保険料徴収業務は、「全国健康保険協会」が行う。

第2節 適用事業所

問題 006 平2301C

常時10人の従業員を使用している個人経営の飲食業の事業所は強制適用事業所とはならないが、常時3人の従業員を使用している法人である土木、建築等の事業所は強制適用事業所となる。

問題 007 令0501A 

適用業種である事業の事業所であって、常時5人以上の従業員を使用する事業所は適用事業所とされるが、事業所における従業員の員数の算定においては、適用除外の規定によって被保険者とすることができない者であっても、当該事業所に常時使用されている者は含まれる。

問題 008 令0508A 

令和4年10月1日より、弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業に該当する個人事業所のうち、常時5人以上の従業員を雇用している事業所は、健康保険の適用事業所となったが、外国法事務弁護士はこの適用の対象となる事業に含まれない。

第2節 適用事業所

解答 006 ○ 法3条 / P11 社労士24P4▼

個人経営の飲食業（法定業種以外の業種）の事業所は、常時使用する従業員の数にかかわらず、強制適用事業所とならない。一方、法人の事業所であって、常時従業員を使用するものは、強制適用事業所となる。

解答 007 ○ S18.4.5保発905 / P11 社労士24P4▼

記述の通り正しい。

解答 008 × 令1条 / P11 社労士24P4▼

外国法事務弁護士は、健康保険の適用の対象となる事業に「含まれる」。

解答 009 × 法31条 / P 13 社労士24P5▼

被保険者となるべき者が任意適用の申請を希望する場合でも、事業主に当該申請を行う義務は生じない。

- +α** ・被保険者となるべき者の希望→事業主に加入申請義務は「生じない」
- ※雇用保険との比較
 - ・被保険者となるべき者の2分の1以上の希望
→事業主に加入義務が「生じる」
 - ※受け皿となる制度があるかないかの違い
 - ・健康保険→国民健康保険という受け皿あり
→無理に加入する必要ない
 - ・雇用保険→受け皿となる制度なし→是が非でも加入したい

解答 010 × 法32条 / P 14 社労士24P5▼

強制適用事業所が、事業内容の変更や従業員数の減少等により強制適用事業所の要件に該当しなくなったときは、その事業所について、「任意適用事業所の認可があったものとみなされる」。

解答 011 × 法33条、則22条 / P 14 社労士24P5▼

本肢の申請を行うときは、健康保険任意適用取消申請書に、被保険者の「4分の3」以上の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

解答 012 × 法33条 / P 14 社労士24P5▼

被保険者が任意適用取消の申請を希望する場合でも、事業主に当該申請を行う義務は生じない。

問題 102 令0501E 

食事の提供である療養であって入院療養と併せて行うもの（療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であって、当該療養を受ける際、65歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者に係るものを除く。）は、療養の給付に含まれる。

問題 103 O R

患者申出療養とは、高度の医療技術を用いた療養であって、保険医療機関の申出に基づき、療養の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるものをいう。

問題 104 平3002A

保険医療機関として指定を受けた病院であっても、健康保険組合が開設した病院は、診療の対象者をその組合員である被保険者及び被扶養者のみに限定することができる。

問題 105 平2906E

保険医の登録をした医師の開設した診療所で、かつ、当該開設者である医師のみが診療に従事している場合には、当該診療所は保険医療機関の指定があったものとみなされる。なお、当該診療所は、健康保険法第65条第3項又は第4項に規定するいわゆる指定の拒否又は一部拒否の要件に該当しないものとする。

問題 106 O R

保険医療機関又は保険薬局の指定の取消が行われた場合には、原則として、取消後3年間は再指定を行わないこととされている。

解答 102 × 法63条、85条／P98・115 社労士24P41・49▼

本肢については、「入院時食事療養費」として行われる。

解答 103 × 法63条／P99 社労士24P53▼

患者申出療養とは、高度の医療技術を用いた療養であって、「当該療養を受けようとする者」の申出に基づき、療養の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるものをいう。

解答 104 × S32.9.2保険発123／P99 社労士24P48▼

保険医療機関は、すべての被保険者及び被扶養者の診療を行うものであり、健康保険組合が開設した病院であって保険医療機関として指定を受けたものは、診療の対象者をその組合員である被保険者及び被扶養者のみに限定することはできない。

解答 105 ○ 法69条／P101 社労士24P43▼

診療所又は薬局が医師若しくは歯科医師又は薬剤師の開設したものであり、かつ、当該開設者である医師若しくは歯科医師又は薬剤師のみが診療又は調剤に従事している場合において、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師について保険医又は保険薬剤師の登録があったときは、当該診療所又は薬局について、保険医療機関又は保険薬局の指定があったものとみなす。

解答 106 × 法65条／P102 社労士24P44▼

本肢については、「3年間」ではなく「5年間」である。

問題 107 O R

保険医療機関又は保険薬局の指定は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により、厚生労働大臣が行い、指定の日から起算して3年を経過したときは、その効力を失う。

問題 108 平2804D

保険医個人が開設する診療所は、病床の有無に関わらず、保険医療機関の指定を受けた日から、その指定の効力を失う日前6か月から同日前3か月までの間に、別段の申出がないときは、保険医療機関の指定の申出があったものとみなされる。

問題 109 令0302A ☆

保険医療機関又は保険薬局は、健康保険法の規定によるほか、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法による療養の給付並びに被保険者及び被扶養者の療養並びに高齢者医療確保法による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養を担当するものとされている。

問題 110 O R ☆

保険医療機関のうち、医療法に規定する一般病床を有する同法に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が200未満であるものを除く。）であるものは、選定療養（厚生労働大臣の定めるものに限る。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において厚生労働大臣の定める金額以上の金額の支払を求め一定の措置を講ずるものとするが、当該厚生労働大臣の定める金額については、医師である保険医による初診の場合は2千5百円、歯科医師である保険医による初診の場合は1千5百円となっている。

解答 107 × 法68条／P 103 社労士24P 44▼

保険医療機関又は保険薬局の指定は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により、厚生労働大臣が行い、指定の日から起算して「6年」を経過したときは、その効力を失う。

解答 108 × 法68条／P 103 社労士24P 44▼

本肢の規定は、病院及び「病床を有する診療所」には適用されない。

解答 109 ○ 法70条／P 104 社労士24P 45▼

記述の通り正しい。

解答 110 × 療養担当規則5条、R4.3.4厚労告52／P 104 社労士24P 55▼

本肢の厚生労働大臣が定める金額については、下記である。

【初診】

- ・ 医師である保険医による初診の場合→「7千円」
- ・ 歯科医師である保険医による初診の場合→「5千円」

【再診】

- ・ 医師である保険医による再診の場合→3千円
- ・ 歯科医師である保険医による再診の場合→1千9百円

問題 191 平2507D

死亡した被保険者により生計を維持されていなかった兄弟姉妹は、実際に埋葬を行った場合であっても、埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受ける埋葬を行った者に含まれない。

問題 192 平2507C ☆

埋葬料の支給を受けようとする者は、死亡した被保険者により生計を維持されていた者であるから、埋葬料の申請書には当該被保険者と申請者との続柄を記載する必要はない。

問題 193 平2507E ☆

埋葬料について、被保険者が旅行中に船舶より転落して行方不明となり、なお死体の発見にいたらないが、当時の状況により死亡したものと認められる場合には、同行者の証明書等により死亡したものと取り扱う。

第12節 家族給付

問題 194 令0102B

67歳の被扶養者が保険医療機関である病院の療養病床に入院し、療養の給付と併せて生活療養を受けた場合、被保険者に対して入院時生活療養費が支給される。

問題 195 平3007E

被扶養者が疾病により家族療養費を受けている間に被保険者が死亡した場合、被保険者は死亡によって被保険者の資格を喪失するが、当該資格喪失後も被扶養者に対して家族療養費が支給される。

解答 191 × 法100条／P 152 社労士24 P 70▼

埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受ける埋葬を行った者は、「実際に埋葬を行った者」をいい、死亡した被保険者により生計を維持していなかった親族等も含まれる。

解答 192 × 則85条／P 153 社労士24 P ー▼

埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、被保険者と申請者との「続柄を記載」した申請書を保険者に提出しなければならない。

解答 193 ○ S4.5.22保理1705／P 153 社労士24 P ー▼

記述の通り正しい。

第12節 家族給付

解答 194 × 法110条／P 154 社労士24 P 71▼

本肢の場合、「家族療養費」が支給される。

解答 195 × S27.10.3保文発5383／P 154 社労士24 P 71▼

家族療養費はあくまでも被保険者に対して支給されるものであり、被保険者が死亡した場合には、受給権者がいなくなるので「家族療養費の支給はその翌日から打ち切られる」。

問題 196 平2908C

68歳の被保険者で、その者の厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が520万円を超えると、その被扶養者で72歳の者に係る健康保険法第110条第2項第1号に定める家族療養費の給付割合は70%である。

問題 197 平3010D

被扶養者が6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合、家族療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）に100分の90を乗じて得た額である。

問題 198 平2907C

被保険者の被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、被扶養者に対しその指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

問題 199 平2407B

被保険者の被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として、被保険者に対して10万円が支給される。

問題 200 平2608E

被保険者の被扶養者が死産をしたときは、被保険者に対して家族埋葬料として5万円が支給される。

問題 201 令0309A

家族出産育児一時金は、被保険者の被扶養者である配偶者が出産した場合にのみ支給され、被保険者の被扶養者である子が出産した場合には支給されない。

解答 196 × 法110条／P 155 社労士24 P 72▼

本肢の家族療養費の給付割合は、被保険者の収入にかかわらず80%となる。

解答 197 × 法110条／P 155 社労士24 P 72▼

6歳に達する日以後の最初の3月31日以前にある被扶養者に係る家族療養費の額は、療養につき算定した費用の額に「100分の80」を乗じて得た額である。

解答 198 × 法111条／P 157 社労士24 P 73▼

本肢の場合、「被保険者」に対し「家族訪問看護療養費」が支給される。

解答 199 × 法113条、令35条／P 158 社労士24 P 73▼

家族埋葬料の額は、一律「5万円」である。

解答 200 × 法113条、S23.12.2保文発898／P 158 社労士24 P 73▼

家族埋葬料が支給されるのは、被扶養者の死亡に限られ、「死産児については支給されない」。

解答 201 × 法114条／P 158 社労士24 P 73▼

被保険者の「被扶養者」が出産したときは、家族出産育児一時金が支給される。

問題 202 令0504 E 

令和5年4月1日以降、被保険者の被扶養者が産科医療補償制度に加入する医療機関等で医学的管理の下、妊娠週数22週以降に双子を出産した場合、家族出産育児一時金として、被保険者に対し100万円が支給される。

第13節 高額療養費

問題 203 平2403 E

被保険者が3月15日から4月10日まで同一の医療機関で入院療養を受けた場合は、高額療養費は3月15日から3月31日までの療養に係るものと、4月1日から4月10日までの療養に係るものに区分される。

問題 204 平3002 B

高額療養費の算定における世帯合算は、被保険者及びその被扶養者を単位として行われるものであり、夫婦がともに被保険者である場合は、原則としてその夫婦間では行われませんが、夫婦がともに70歳以上の被保険者であれば、世帯合算が行われる。

問題 205 令0502 B 

高額療養費は公的医療保険による医療費だけを算定の対象にするのではなく、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額又は保険外併用療養に係る自己負担分についても算定の対象とされている。

解答 202 ○ 令36条／P 158・148 社労士24P 73・67▼

被保険者の被扶養者が出産したときは、家族出産育児一時金として、被保険者に対し、一児につき48万8千円（産科医療補償制度に係る制度対象分娩の場合、上限3万円が保険者が定める額（現在1万2千円）が加算）が支給される。また、双児等分娩の場合には、胎盤数にかかわらず一産児排出を一分娩と認め、胎児数に応じて出産育児一時金を支給することより、本肢の通りとなる。

第13節 高額療養費

解答 203 ○ 令41条／P 159 社労士24P 74・75▼

高額療養費の支給の基礎となる一部負担金等の額は、レセプトを単位とするものであり、レセプトの作成単位は暦月ごととされている。

解答 204 × 令41条／P 159 社労士24P 75▼

夫婦ともに被保険者である場合は、夫婦の年齢に関係なく世帯合算は行われない。

解答 205 × 令41条／P 160 社労士24P 75▼

食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、保険外併用療養費に係る自己負担分は、「算定の対象とならない」。

問題 206 平2703 E

同一の月に同一の保険医療機関において内科及び歯科をそれぞれ通院で受診したとき、高額療養費の算定上、1つの病院で受けた療養とみなされる。

問題 207 平2908 B

全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者が適用事業所を退職したことから被保険者資格を喪失し、その同月に、他の適用事業所に就職したため組合管掌健康保険の被保険者となった場合、同一の病院で受けた療養の給付であったとしても、それぞれの管掌者ごとにその月の高額療養費の支給要件の判定が行われる。

問題 208 平2502 A

標準報酬月額560,000円の被保険者（50歳）の被扶養者（45歳）が、同一の月における入院療養（食事療養及び生活療養を除き、同一の医療機関における入院である。）に係る1か月の一部負担金の額として210,000円を支払った場合、高額療養費算定基準額は84,430円である。なお、当該世帯は、入院療養があった月以前12か月以内に高額療養費の支給を受けたことはない。

問題 209 平2601 A

高額療養費多数回該当の場合とは、療養のあった月以前の12か月以内に既に高額療養費が支給されている月数が2か月以上ある場合をいい、3か月目からは一部負担金等の額が多数回該当の高額療養費算定基準額を超えたときに、その超えた分が高額療養費として支給される。

解答 206 × 令43条、S48.10.17保険発95・庁保険発18
／ P 160 社労士24 P 75▼

高額療養費の算定について、同一医療機関であっても、「医科、歯科別にそれぞれ区別される」。また、同一医療機関であっても、「入院診療分と通院診療分とは、それぞれ区別される」。

解答 207 ○ S48.11.7保険発99・庁保険発21 / P 160 社労士24 P 75▼

本肢のように、同一の月において管掌者（保険者）が変わった場合、レセプトがそれぞれの管掌者別に区分されるので、それぞれの管掌者ごとに高額療養費の支給要件の判定をしていく。

解答 208 × 令42条 / P 161 社労士24 P 75▼

本肢の被保険者は、標準報酬月額が560,000円であることから、高額療養費算定基準額は以下の通りとなる。

$$167,400円 + (700,000円 - 558,000円) \times 1\% = 168,820円$$

※一部負担金（3割）の額が210,000円であることから療養に要した費用の額（10割）が700,000円（ $210,000円 \div 3/10 = 700,000円$ ）となる。

解答 209 × 令42条 / P 162 社労士24 P 75▼

療養があった月以前の12か月以内に、既に高額療養費が支給されている月数が「3か月以上」ある場合には、「4か月目」から多数回該当の場合の高額療養費算定基準額となり、一部負担金等の額が当該多数回該当の高額療養費算定基準額を超えたときに、その超えた分が高額療養費として支給される。